

判例研究

**訴え提起手数料の一部救助許可決定がなされた後に、
救助範囲に請求の減縮がなされた場合の訴え却下の可否**
——最判平成27年9月18日民集69巻6号1729頁——

長 屋 幸 世

目次

- I. 事案の概要と判旨
- II. 裁判例と学説
- III. 本判決の検討と射程

I. 事案の概要と判旨

本件は、死刑確定者として大阪拘置所に収容されているX(原告・控訴人・被上告人)が、その配偶者の養子との外部交通の申出を大阪拘置所長にしたところ、これを不許可とされたため、著しい精神的苦痛を受けたと主張して、被告である国・Y(被告・被控訴人・上告人)に対し、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料300万円の支払を求めた事例である。平成24年9月7日に提起された本件訴えにおいて、XはYに対し、その訴状の請求の趣旨の欄で、300万円及びこれに対する平成22年1月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める旨を記載していた。なお本訴状には、さらに「勝訴の見込みは大きくあり、資力は無職、無収入であり全くなく、本日現在の領置金残高は¥13円であり、印紙

予納郵券等、必要分は、訴訟救助申立てます。」と記載されていたため、東京地方裁判所は、訴訟上の救助の申立てがされたものとして立件し、受け付けた。

第一審は、平成24年8月31日、上記救助の申立てにつき、Xは、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者に該当すると一応認められるが、Xの請求のうち50万円を超える部分については、Xが主張する違法行為や損害の内容に照らして明らかに過大であり、勝訴の見込みがないとはいえないときに該当するとは認められないとして、Xに対し、50万円の請求に対応する訴え提起の手数料5000円及び書類の送達に必要な費用について訴訟上の救助を付与し、その余の申立てを却下する旨の決定(以下、本件救助決定という)をすると共に、裁判長はXに対し、訴え提起の手数料として、Xによる300万円の請

キーワード：訴訟上の救助，一部救助，請求の減縮

求に対応する訴え提起の手数料 2 万円から訴訟上の救助が付与された 5000 円を控除した金額である 1 万 5000 円を、本件救助決定の確定の日から 5 日以内に納付することを命ずる補正命令(以下、本件補正命令という)を発した。

これに対し X は、平成 24 年 9 月 7 日、本件訴状の請求の趣旨の「300 万円」を「50 万円」に訂正する旨の訴状訂正申立書(以下、本件訂正申立書という)を提出し、本件補正命令で命じられた期間内に収入印紙 1 万 5000 円を納付しなかった(なお、本件救助決定に対し Y が即時抗告を申し立てたが、抗告審は抗告を棄却し、本件救助決定は確定している)。

そこで、第一審は、「訴額の算定は、訴えの提起の時を基準とすべき」であるとし、「その後請求の減縮をしたとしても、当初に貼付すべき印紙の額がそれに応じて減額されるものではないと解すべきである(最高裁第三小法廷昭和 47 年 12 月 26 日判決・判例時報 722 号 62 頁参照)」ことから、本件訴えについては「訴状訂正申立書で請求を 50 万円に減縮したことによっては、上記期間内に上記補正命令に応じた補正がされたものとは認められない。」と判示し、本件訂正申立書による X の請求の減縮によっては本件補正命令に応じた補正がされたものといえず、本件訴えは不適法であるなどとして、民訴法 140 条により本件訴えを却下した。X は、本件補正命令は、資力のない X が補正できないことを承知の上でなされたものであるとして控訴した。

原審は、X が、本件訴状の提出と共に訴訟救助の申立てをし、本件救助決定の後、直ちに本件訂正申立書によって訴状記載の請求の趣旨の欄を 300 万円から本件救助決定の額である 50 万円に訂正していることに鑑みて、本件訴状を提出した X の意思につき、「これを合理的に解釈するならば、300 万円を上限として裁判所から訴訟上の救助が認められる金額の範囲内で訴えを提起するというものであったと認めることができ、訴訟上の救助

が一部についてしか認められないときでも、300 万円の請求金額をそのまま維持するというものではなかったものというべきである。」と判断、続けて X の請求につき、「請求金額が訴状の提出時には確定しておらず、本件訂正申立書が提出された時(平成 24 年 9 月 7 日)に、これが 50 万円に確定したというべきである(したがって、本件は、確定的に 300 万円の請求をしていたが、途中で 50 万円に請求を減縮した事例とは異なる。)。また、このように解さなければ、申立人に資力がないことを認めながら、請求金額の一部について訴訟上の救助を付与することには、およそ意味がないということになる。」とし、本件補正命令は、訴え提起時点で X が 300 万円の請求をしていることを前提になされたものであるが、これは X の意思解釈を誤った違法なものであり、本件補正命令に従った補正がなされないとの理由で本件訴えを却下することは許されないと判示した。Y は、訴額の算定は訴え提起時を基準とすべきであり、訴訟上の救助が決定されたのちに請求金額を減額したとしても、当初納付すべき訴え提起手数料はそれに応じて減額されるものではなく、本件補正命令に応じた訴え提起手数料の納付がない以上、本件訴えは不適法であり却下されるべきであるとして上告。

【判旨】

「金銭債権の支払を請求する訴えの提起時にされた訴訟上の救助の申立てに対し、当該債権の数量的な一部について勝訴の見込みがないとはいえないことを理由として、その部分に対応する訴え提起の手数料につき訴訟上の救助を付与する決定が確定した場合において、請求が上記数量的な一部に減縮されたときは、訴え提起の手数料が納付されていないことを理由に減縮後の請求に係る訴えを却下することは許されないと解すべきである。その理由は、次のとおりである。

訴え提起手数料の一部救助許可決定がなされた後に、救助範囲に請求の減縮がなされた場合の訴え却下の可否

訴えに係る金銭債権の数量的な一部について勝訴の見込みがないとはいえ、かつ、これに対応する訴え提起の手数料を支払う資力がないか、又はその支払により生活に著しい支障を生ずる場合には、当該部分に対応する訴え提起の手数料につき訴訟上の救助を付与する決定（以下「一部救助決定」という。）をすることができるが、これは、当該債権の数量的な一部に限ってではあるものの、正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済するという訴訟上の救助の制度趣旨に沿うものといえる。そうすると、訴え提起時にされた訴訟上の救助の申立てに対する一部救助決定には、勝訴の見込みがないとはいえないとされた数量的な一部に請求が減縮された場合、これに対応する訴え提起の手数料全額の支払を猶予し、その結果、訴え提起時の請求に対応するその余の訴え提起の手数料の納付がされなくても、減縮後の請求に係る訴えを適法とする趣旨が含まれるものというべきである。このように解しないと、上記のとおり請求が減縮された場合であっても、一部救助決定をした裁判所は、勝訴の見込みがないとされた部分を含む訴え提起時の請求に対応する訴え提起の手数料が納付されない限り、減縮後の請求に係る訴えをも不適法であると判断せざるを得ないこととなり、そもそも一部救助決定をすることを認めた訴訟上の救助の制度趣旨に反することとなる。」

以上のように述べた後、本件については、Xは、「金銭債権の支払を請求する本件訴えの提起時に訴訟上の救助を申し立てたところ、請求の数量的な一部である50万円については勝訴の見込みがないとはいえないことを理由として、これに対応する訴え提起の手数料5000円につき訴訟上の救助を付与する旨の本件救助決定が確定したのであり、Xは「本件訂正申立書により50万円に請求を減縮したと認められるのであるから、訴え提起の手續

料が納付されていないことを理由に、本件訴えを却下することは許されないというべきである。」として、原審の判断は結論において是認できるとした。

II. 裁判例と学説

本件では、訴え提起と同時に申し立てられた訴訟上の救助に対する一部許可決定がなされ、それに応じて請求の減縮がなされた場合に、減縮後の請求にかかる訴えの適法性が、訴え提起手数料の点から問題となった。以下では、1. 訴訟上の救助と一部許可決定、2. 訴え提起手数料と請求の減縮という二点について、裁判例と学説の状況を概観する。

1. 訴訟上の救助と一部許可決定

(1) 訴訟上の救助

(ア) 無資力要件

訴訟救助制度は、無資力者の為に民事訴訟における機会均等を保障しようとする社会政策的な制度であり⁽¹⁾、憲法32条が裁判を受ける権利を保障していることから、その趣旨を没却しないためにも実質的に裁判を受ける機会を保障しなければならないために設けられた制度である⁽²⁾。そこで、民事訴訟法82条では、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者、またはその支払いによって生活に著しい支障を生ずる者に対して、勝訴の見込みがないとはいえないときに限って、訴訟費用の支払いを猶予することが規定されており、この現行の訴訟救助制度は、平成8年の民訴法改正以前の旧民訴法118条において、「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」とされていたものを上記のように改正し、資力に関する要件を緩和したものとされている⁽³⁾。

この無資力要件を満たしているかどうかは、申立人の資産や収入から必要な生活費を控除し、予想される訴訟費用額を対比することにより判断するが⁽⁴⁾、この訴訟費用にはどのようなものが含まれるのかについて見解

が分かれている。

そもそも訴訟費用とは、一般的には当事者が個々の訴訟の追行に必要な経費を指し、法律に定めるものとしては、民事訴訟費用等に関する法律（以下、民訴費用法という）にいう訴訟費用、現行法61条（訴訟費用の敗訴者負担の規定）にいう訴訟費用、同82条（訴訟上の救助）にいう訴訟費用があり、それぞれ異なった意義を持つとされる⁽⁵⁾。現行の民訴費用法における訴訟費用は、同2条に列挙される費用に限られ、貼用印紙類の他、書類送達にかかる費用、公告の費用、証人・鑑定人等の旅費・日当・鑑定料等、当事者から裁判所へ納付しなければならない裁判費用と、訴訟書類の書記料、交付に要する費用、翻訳料およびその郵送費、当事者や代理人の旅費・日当・宿泊費等、当事者自身が訴訟追行上、裁判所に納めることなく、裁判所以外の者に支出しなければならない費用である当事者費用とに分けられる⁽⁶⁾。これに対し、本件のような訴訟上の救助における訴訟費用は、裁判費用に限るのか、あるいは当事者費用を含むのか、さらには訴訟費用には含まれない訴訟の準備や追行に必要な調査費用や弁護士費用等までも含むのかについて、見解が分かっている⁽⁷⁾。

裁判例においては、①名古屋高金沢支決昭和46年2月8日下民集22巻1＝2号27頁（「イタイタイ病」訴訟に関する訴訟救助二審決定）は、次のように判断している。まず、旧法に規定する「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」とは「右にいう訴訟費用を支払う資力がないとは、貧困で自己及び家族に必要な生活を害するのでなければ訴訟費用を支払うことができない状態をさすと解するのが相当である。」とし、その資力の認定にあたっては、「申立人の資産及び収入と予想される訴訟費用とを対比して判断すべきもの」で、「この場合に考慮すべき訴訟費用とは民訴法120条⁽⁸⁾に規定する訴訟上の救助の対象となる裁判費用等

に限定すべきでなく、民訴費用法所定の訴訟費用（右裁判費用のほかいわゆる当事者費用も含む）や、更に進んで右民訴費用法に規定されていないが、具体的事件に応じ訴訟の遂行に必要不可欠とみられる訴訟のための必要経費をも含むと解すべきであ」り、「無資力なりや否やは右の如く訴訟費用の費目毎に判定すべきものでなく、資産及び収入から訴訟費用及び必要訴訟経費を支弁することが可能か否かを申立人の必要生活費用との関連において全体的に判断すべきものである。そしてその結果認められた無資力者に対し民訴法はこれら訴訟費用及び必要訴訟経費のうち、最少限の「裁判費用等」についてだけ救助を与えるものであると解するのが相当であ」って、その認定にあたっては、「(イ) 訴状貼用印紙、送達に要する費用、証人、鑑定人等に支給する旅費日当等のいわゆる裁判費用、(ロ) 当事者の訴訟提起準備のための調査研究費、通信連絡交通費、書類作成謄写費等の費用のうち権利の伸張又は防禦に必要な限度のいわゆる当事者費用、(ハ) これら法定の訴訟費用のほか、専門的知識、技能を有する弁護士（その他事件によつては弁理士）をして訴訟に当らしめなければ遂行不能の如き複雑又は困難な訴訟において、当事者が選任した弁護士に支払う費用及び報酬等を総合して判断すべきである」としている。また、②東京高決昭和51年11月18日高等裁判所民事判例集29巻4号186頁・判時847号54頁（薬害集団訴訟における訴訟上の救助が問題となった事件）では、「訴訟を提起し追行するにあつては、当事者は、事件の内容性質に応じて、法定訴訟費用のほかにも様々の準備調査の費用、弁護士費用その他訴訟追行に附随する諸費用を一定期間内に支出することが必要となることがあることは当然であつて、その支出が訴訟費用支弁のための経済力に影響を及ぼすことは明瞭である。したがつて裁判所が当事者に法定訴訟費用を支払う資力があるかどうか判

定するにあたり、法定訴訟費用のほかに右の意味で必要な諸費用についても、おおよその程度のものが必要とされるかを考慮せざるを得ないことは、理の当然であるといわなければならない」と判示している。その他、③大阪地決昭和48年3月26日判時709号62頁(スモン病に関する訴訟救助申立事件)も、「民事訴訟法第118条による訴訟救助は、経済的に恵まれない者についても、裁判所における裁判を受ける権利が奪われないようにするための制度であるから、同条に規定する訴訟費用とは、訴訟救助の対象となる裁判費用や、民事訴訟費用等に関する法律所定の費用等の厳密な意味における訴訟費用に限定されるものではなく、訴訟の追行に伴って、当然に出捐を必要とすることが推測される調査研究費、弁護士費用等をも含むと解すべきであり、訴訟救助を付与すべきかどうかは、これらの費用と申立人の資力とを対比して相対的に判断すべきものである」と判示する。

これに対し、④前橋地決昭和47年9月18日判時686号77頁(安中公害損害賠償事件)は、「ところで訴訟上の救助は、『訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者』に対してその訴えが『勝訴ノ見込ナキニ非サルトキ』にこれを付与すべきものとされている(民事訴訟法118条)が、右にいう『訴訟費用』とは文理上からも、また同法上の規定の位置からも民事訴訟費用等に関する法律所定の費用(これを法定費用という)と解するの外ない。そしてここに『訴訟費用ヲ支払フ資力』とは、法定費用を負担しうる経済的能力をいうものと解すべき」とし、さらにこの控訴審である⑤東京高決昭和48年9月27日下民集24巻9～12号697頁も、「民事訴訟法第118条にいう『訴訟費用』とは、救助される訴訟費用、すなわち『民事訴訟費用等に関する法律』所定の費用である。権利を侵害されたとする者が、その救済を求める方途は裁判によらざるをえないが、その際、裁判所に納付すべきものとされている手数料

である訴状に貼用すべき印紙代および裁判費用である証人の費用等が訴訟費用となるのである。したがって、右費用の額は客観的基準によつて法定せられ、その納付義務は、裁判所に対し、裁判その他の行為を求めると同時に発生し、事件の種類・内容(たとえば公共の福祉を目的とする訴訟であるか否か)、難易、(たとえば専門的調査を必要とするか否か)により減免せらるべきものではない。ただ、右の費用を納付できないために、裁判制度を利用できないことがあつては、裁判の機会均等を保障した憲法第32条の精神に反することとなるので、裁判の結果が判明するまで、その費用の納付を猶予することにしたのが、民事訴訟法第118条である。よつて、民事訴訟法第118条にいう『訴訟費用』が、右にいう手数的性格をもつ費用および裁判費用に限局されることは当然の帰結でなければならない。」として、訴訟費用には訴訟を準備、遂行していくために必要不可欠な費用、すなわち訴訟提起準備および遂行のための調査研究費、通信連絡交通費、証拠収集費、書類作成謄写費、弁護士に支払う費用等をも含むとする原告人らの主張は採用できないとした。なお、⑥大阪地決昭和60年5月16日判時1180号91頁は、「民事訴訟法118条にいう資力の有無は、同条にいう訴訟費用の額との関係で相対的に検討されるべきものであるが、右にいう訴訟費用とは同条により訴訟救助が与えられると、その納付を猶予される訴訟費用をいうものと解するのが相当であり、同法120条1号によれば、訴訟費用のうち裁判費用、すなわち民事訴訟費用等に関する法律に規定された訴訟費用のうち申立の手数料(訴状、控訴状等に貼用すべき印紙代)、証人、鑑定人等の旅費、日当、鑑定料等の費用等がこれに当たるものである。」として、訴訟費用の範囲をさらに限定的に解している。

学説は、予想される訴訟費用の範囲について、文理上、旧118条⁽⁹⁾の位置から、訴訟救

助を付与されることによって支払いを猶予される裁判費用と解するのが妥当であるとし、訴訟費用は裁判費用（訴状貼用印紙、送達費用、証人、鑑定人に支給される旅費、鑑定費用等）に限られるとする裁判費用説⁽¹⁰⁾（上記裁判例⑥はこの立場をとる）と、弁護士代理の原則から弁護士費用は裁判費用に含まれず、これと平仄を合わせるならば、本来の訴訟費用と当事者費用とを含めるが、弁護士費用や訴訟準備の費用はこれに含めない、すなわち、ここでいう訴訟費用とは民訴費用法所定の費用（裁判費用といわゆる当事者費用を含む）であるとする法定訴訟費用説⁽¹¹⁾（上記裁判例④・⑤はこの立場をとる）、民訴費用法上の訴訟費用とされていないものでも、具体的事件の訴訟準備・起訴・追行のために必要となる調査研究費や弁護士費用等を含む必要経費を意味し、そのように解しないと、訴訟救助の制度は、せいぜい当事者自身で追行できる程度の軽微な事件についてしか効用を発揮できないことになり、制度の趣旨を活かすことにならないとして⁽¹²⁾、旧法120条に規定する訴訟救助の対象となる裁判費用に限定することなく、民事訴訟費用等に関する法律所定の訴訟費用（当事者費用）や、具体的事件に応じ、訴訟の遂行に必要な不可欠とみられる訴訟のための必要経費を含むとする無限定説（上記裁判例①～③はこの立場をとる）とに大別され⁽¹³⁾、無限定説をとるものが多い。

（イ）勝訴の見込み

訴訟救助に関する二つ目の要件に、現行法では82条但書において「ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る」として、訴訟救助の付与につき勝訴の見込みの要件を付加している。この要件は、濫訴の防止という観点から設けられており⁽¹⁴⁾、旧法においても規定されていた。勝訴の見込みがないとはいえないというのは、勝訴の見込みがあるときというよりも緩やかであり⁽¹⁵⁾、必ずし

も勝訴の見込みがないことはないという意味で、勝訴の見込みがあるというよりも低い程度であって、積極的に勝訴する可能性が強いというのではなく、勝訴の見込みがないことが確実でないということであると説明され⁽¹⁶⁾、その訴訟上の主張が、無茶であったり軽率であったりせず、法律上および事実上是認される可能性があればよいとされる⁽¹⁷⁾。

また、本件のように、訴状提出と同時に原告より救助の申立てがあった場合は、勝訴の見込みの点をどのように調査するかという問題が生じるが、これについては、申立人が、係争事情および立証に用いようとする証拠方法を明確に表示し、そのうち主要なものを疎明資料として提出しなければならず、これに基づき裁判所が、勝訴の見込みについて、自由な裁量で判断することになる⁽¹⁸⁾。

（2）一部許可決定

ところで、本件では訴訟上の救助申立に対して、一部救助許可決定を下している。一部救助の必要性は、交通事故事件の増大が一つのきっかけとなった。すなわち、請求金額の増大と共に、申立手数料がこれに応じて増大したことから、裁判費用の一部だけに限定して救助することが行われるに至ったとされる⁽¹⁹⁾。その傍らで、一部救助の可否については、民事訴訟法上の定めがないことから、これをどのように解するかにつき争いがあった。

かつては、受求権者が自発的に放棄すれば格別、一部に区切ってこれを制限することはできないとの説が展開されていた⁽²⁰⁾。この説の根拠は明らかではないが⁽²¹⁾、訴訟費用の裁判は、原則として訴訟の全過程を通じての費用につき統一的になすべきであるという「訴訟費用不可分の原則」にあると考えられているところ⁽²²⁾、訴訟費用不可分の原則の例外として旧法90条ないし94条（現62条ないし65条）で訴訟費用の分割を予定していること、日本の民訴法の母法でもあるドイツ民事訴訟法がこれを認めていること、無資力とは

いえ、その中には一部の訴訟費用を支出することが可能な者もいること、文言上も明確に一部免除を禁止する趣旨には読めないこと、もともと訴訟救助における資力の有無は、支出を必要とする費用の額との関係で相対的に判定されるべきものである以上、全部救助が無理である場合でも、訴え提起の手数料に限るとか、多額の費用を要する鑑定につきその費用に限るなどして、一部救助を与えることもでき、それは救助制度の趣旨にも沿うこと等から⁽²³⁾、現在では、一部救助を認めるのが通説である。

なお、これまでに一部救助の可否自体が争われた裁判例は見当たらないが、一部救助自体を認めている裁判例が存在する。例えば、⑦名古屋高金沢支決昭和46年2月8日下民集20巻7・8号549頁では、「ところで訴訟上の救助は、当該審級に限り、裁判費用の支払の猶予等について効力を生ずるものであるが、右救助の制度は、一般に裁判制度を利用する特定の者に費用の一部を負担させる原則に対する例外を規定したものであると解せられ、従つて、その適用は必要限度に止まるべきものであり、かりに一部といえども費用支弁の能力があるときには、同支弁可能な部分につき救助を与える必要はこれを見出すことができないこと、また右訴訟救助自体が訴訟費用全部につき効力を生ずるものでなく、前述の如く訴訟費用中当事者費用については必要性の点から救助を認めていないものであり、救助は訴訟費用全部につき不可分的に与えなければならないとの要請はなく、当事者の資力の程度如何によつては、右裁判費用等に関する救助の申立のうち一部についてのみ救助を与えることも理論上は許されると考えられること等の理由により、明文の規定はないが訴訟上の救助申立については申立の一部認容（一部棄却）も可能であると解するのが相当である。」と判示され、一部救助を認めている。また、債務不履行又は不法行為に基づき損害

賠償請求訴訟を起こした原告が、訴え提起と同時に訴訟救助を申し立てた事案である⑧東京高決昭和54年7月10日判例時報939号48頁では、裁判所は、その請求金額が著しく過大でありその一部についてのみ疎明があるにとどまる場合、「この部分の請求のみに限定して訴訟上の救助の付与をすることができる」と解するを相当」とし、「けだしこのような場合、請求金額全額に対応して訴訟上の救助を付与すれば、いたずらに過大な請求を助長し濫訴と同様の弊を招くおそれがあり、逆に全く救助を付与しなければ、無資力者の出訴を妨げることとなるからであり、しかも右手数料に限って救助を付与するのであれば、救助の範囲を確定金額として特定することができ、また、救助を与えた部分と与えなかった部分の費用の按分につき計算上の困難が生ずるおそれもないからである」として、濫訴の予防という観点も指摘する。⑨名古屋高決昭和49年5月20日判時755号76頁⁽²⁴⁾、⑩東京地判平成26年2月5日⁽²⁵⁾、⑪東京地判平成26年9月24日⁽²⁶⁾においても一部救助を認めていることから、実務上の取り扱いとしてもこれを肯定しているとみられる。

2. 訴え提起手数料と請求の減縮

民訴法15条は、裁判所の管轄について、訴えの提起の時を標準として定めるとしている。訴えの提起の時とは、原告の裁判所に対する訴提起行為の完了した時をいうのであり、通常は訴状を裁判所へ提出した時であるとされる⁽²⁷⁾。事物管轄は訴額に応じて定められること、手数料の算出も訴額が基礎となることから、訴額の算定は訴え提起時を基準とすることとなり、これにより、訴え提起に係る手数料の算定基準時も、訴え提起時を基準とすることになる。では、原告が後に請求を減縮した場合、貼用印紙の額は減額されるのだろうか。

この点につき判断したのが、⑫最判昭和47

年12月26日判時722号62頁である。事案は次の通りである。XがYらに対し財産上の請求をし、さらに別訴でZらに対しこれと経済的利益を共通とする訴えを起こした。第一審は、両訴について併合審理したが、貼用印紙額不足を理由として両訴を却下したのに対し、XがYに対する請求を一部減縮して控訴を申し立て、その余の被告に対しては従前の請求を維持して控訴の申立をし、その後、Y以外の被告に対する訴えを取り下げた。原審は、X・Y間の訴訟について第一審の判決の結論を維持し控訴を棄却したため、Xが上告した。最高裁は、いくつかの点について個別に判示しているが、請求の減縮との関係については、「訴額の算定は、訴提起の時を基準とすべきであるから、上告人がその後に請求の減縮をしたとしても、所論のように当初に貼用すべき印紙額がそれに依じて減額されるものではない。」と判断している⁽²⁸⁾。

このような考え方は、訴えの一部取下げがあった⑬東京高決平成5年3月30日判タ857号267頁においても見られる。⑬は、Xらが国Yに対し、自衛隊員のカンボジア派遣の差し止めと、派遣が憲法違反であることの確認、派遣による財政支出によって被る損害賠償を請求した事案であり、原審の裁判長が訴え提起手数料の不足分を納付するよう命じた補正命令に対し、Xらは即時抗告すると共に、上記請求の一部について取下げをし、維持することとなった請求の分についての印紙のみを追貼した。裁判所は、まず、「申立手数料の額は申立て時、すなわち訴えの提起の時を基準として算出され確定するものと解される。」とし、「仮に、訴えの提起に瑕疵がある場合でも、訴状の提出がある以上、訴えの提起自体は存在し、補正することにより右瑕疵は治癒され、訴状提出による訴えの提起が遡って適法なものとなるものであり、補正されたときに訴えの提起があったものとされるものではない。したがって、訴え提起時に訴状に貼

付された収入印紙の額が申立手数料の額に不足したが、後に追貼された場合においては、当初あった瑕疵は補正により治癒され、訴えなどの提起は適法になるが、右補正のために追貼すべき収入印紙の額は、右補正のときではなく、訴状が裁判所に提出されたときを基準に算定されることになる。」として手数料の基準時は訴え提起時であることを述べる。その上で、Xらの、「申立手数料算定の基準時である訴えの提起とは、訴状が裁判所に提出されたときではなく、裁判長が訴状に瑕疵がないと認めるか、又は訴状に瑕疵があるときはその瑕疵の補正が行われて訴状が適法として受理するべきものとされて送達手続が開始されるときであり、そのときまでに請求が減縮されれば手数料額もこれに応じて減縮される」という主張に対しては、「申立手数料は、裁判制度を利用しようとする者が反対給付として国に納付するものであって、私人と国との間の公法関係に基づくものであり、申立てにより納付義務を生じるものであること、訴額算定の基準時が前記のとおり訴状その他の書面を裁判所に提出したときと解されること、前記手数料額の一部の還付について前記の規定があることからすると、申立手数料の納付義務の存否を、本来訴訟法上の制度である訴え取下げの遡及効にかからせることが相当であるとは考えられない。」としてこれを排斥する。

以上のように、訴え提起手数料の算定期間は訴え提起時であり、その後に請求を減額した場合や、請求に係る訴えを一部取り下げた場合であっても、訴え提起手数料がそれに依じて減額されることはないとするのが趨勢である。ただ、その一方で、訴えを変更した場合には、これと異なる判断をしているものもある。⑭東京高決昭和30年3月23日判タ49号64頁は、執行力ある公正証書に基づく執行力の排除を求める請求異議事件の訴状を提出したところ、訴額である債権額に対応した印紙

の貼用がないとして追貼を命じられたため、Xは、その請求の趣旨を訂正して、「上記執行力ある公正証書に基いて相手方が抗告人所有の本件物件に対しした強制執行はこれを許さない」とし、従前の印紙額に収まる形で、具体的な執行力の排除を求めるものに訴えを変更した事案であり、原審は、先の命令に反して印紙を追貼しなかったことを理由に訴えを却下したが、これに対して、「右訴の変更は請求の基礎が同一であるから、元より適法なものである。そうであるとすれば、本訴は、右のように変更された新請求のみになるのであり、その訴訟物の価額は、具体的執行の排除を求める執行の目的物の価格によつて算定するを相当とする。」と判断して、却下決定を取り消し事件を原審に差し戻している。

Ⅲ. 本判決の検討と射程

本件は、訴訟救助の一部許可決定がなされた場合に、それに対応して原告がその救助が認められた範囲に請求を減縮した際の、許可がなされなかった部分にかかる提訴手数料の取り扱いが問題となった事例である。ここでは、いくつかの観点が組み入っていることから、順を追って検討を進める。

1. 訴訟救助の一部許可決定

本件において最高裁は、訴訟上の救助の制度趣旨につき、「債権の数量的な一部に限ってではあるものの、正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済する」と解し、一部救助の可否について、最高裁として初めてこれを認める判断を示したものである。Ⅱ. 1. で述べたよう、訴訟救助制度の主な趣旨は、憲法上保障されている裁判を受ける権利の保障にあり、その訴訟救助制度において一部救助を許可する理由としては、それが制度的に不可能ではないこと、一部の訴訟費用を支払うことが可能な者に対

しても救助ができるよう途を広げること、濫訴の抑制として機能すること等が指摘されていた。このうち、本件における一部救助は、憲法上の要請を果たすための措置であると読むことができよう。このような制度趣旨を前提として、最高裁はさらに、本件一部救助決定には「訴え提起時の請求に対応するその余の訴え提起の手数料の納付がされなくても、減縮後の請求に係る訴えを適法とする趣旨が含まれる」と解している。

なぜこのように解することができるのか。まず、訴訟救助と訴え提起手数料の不足との関係を確認しておく。訴え提起手数料の不足があった場合には、不足分を納付するよう補正命令が下され、仮にその後請求の減額や訴えの一部取下げがあったとしても、このような取り扱いには変更がないことは上記裁判例⑫、⑬が示す通りであり、追貼後に民訴費用法9条3項1号によって取下げ部分に関する手数料の一部還付を受けるべきであるとされる⁽²⁹⁾。これは、訴え提起手数料の算定基準時が訴え提起時であることから、必然的に導き出される結論であるといえよう。ただ、⑫判決や⑬決定では訴訟救助が申し立てられてはいなかった点、本件とは事情が異なるといえる。では、本件のように、訴え提起と同時に訴訟救助の申立てがなされた場合はどうか。その場合の措置については、上記⑩判決と⑪判決が参考になる。これら判決においては⁽³⁰⁾、どちらも、一部救助の許可決定が付与されたものの、救助決定が付与されなかった部分についての訴え提起手数料を納付するように命じられ、所定期間内に追納しなかったために訴えが却下されている。これらに鑑みると、単に、訴訟上の救助が申し立てられそれに対し一部許可決定がなされた、というだけでは、救助が認められなかった部分についての追納を免れ得るわけではないことになる。本判決の射程を、訴え提起と同時に訴訟救助の申立てがなされた場合に限定し、訴訟

救助の制度趣旨から判断する見解もあるが⁽³¹⁾、上述のように考えると、本件の評価を、訴訟救助の制度趣旨という観点からのみ行うことは些か躊躇せざるを得ず、本件において、救助が認められなかった部分についての追納が無くても訴えが却下されることがないのは、本判決が示すところの訴訟救助の制度趣旨に依るといよりは、むしろ、本判決と⑩・⑪判決の相違点である「請求の減縮」の有無に依っているからであって、それが結論を左右していることが指摘できる。

本来、無資力者の裁判を受ける権利を保障するということが訴訟救助の制度趣旨であるところ、一部救助の場合に限ってのみ請求の減縮を求める理由としては、本判決がいうように、無資力者が保護を求めているのが「当該債権の数量的な一部に限ってではあるものの、正当な権利を有する可能性」があるからである(傍点筆者)。つまり、一部救助を認めるか否かにあたり、裁判所としては当該請求について何らかの見込みを基に判断しているということであり、この前置きの裏側には、過大請求の抑制、ひいては従来の裁判例が指摘していた濫訴の防止という言外の言が含まれているようにも思われる。濫訴抑制機能という点については、確かに、訴訟救助制度自体が、制度の濫用を防止するために無資力要件や勝訴の見込み要件を定めていることから⁽³²⁾、それを認めること自体にはさほど違和感はないかもしれない。とはいえ、濫訴の防止という際には、何が濫訴であるのかがそもそも不明確であること、本案の審理をしなければ濫訴か否かを判断することはできないことを考慮すると⁽³³⁾、濫訴防止目的というだけで、請求の減縮があった場合にのみ一部救助を認める理由とするのは適切ではないともいえる。ただ、訴訟費用は原則訴訟によって権利の保護を受ける私人が負担すべきであること等に鑑みると、無資力者だけがその主張する利益全てについて訴訟費用の猶予を受

けるというのは、他の裁判利用者との公平性という観点からは一考を要するものも確かである。また、当該無資力者に勝訴の見込みがあるとはいえ、その者が敗訴する可能性が無くはない上、仮に敗訴した場合にはその費用の回収は見込めないのであるから、裁判所が、本案審理の前に、請求額をめぐってある程度の目安をつけることは、一概に不当であるとは言いきれない側面もある。

このように、請求を減縮した場合の訴訟上の救助をめぐって、訴訟救助制度の趣旨からこれを正当化することもできなくはないが、結局は裁判を受ける権利の保障と適切な訴訟制度運営という二つの異なる利益の衡量問題に帰すことにならざるを得ない。

2. 訴え提起手数料の算定基準時

以上のように考えたとき、請求の減縮が実際上より意味を持ち得るのは、訴え提起手数料の算定基準時との関わりにおいてである。この点、一審・最高裁と原審の間で相違が見られる。

本件の原審は、Xの意思を合理的に解釈して、Xは、一部救助しかなされなかった場合にまで当初の請求金額を維持するものではなかったとする。そして、このXの意思解釈を前提に、Xの請求金額は訴状提出時には確定しておらず、「本件訂正申立書が提出された時」に確定したと捉える。すなわち、原審の立場に立つと、そもそも訴えの提起時において訴額が確定されない以上、それに対する訴え提起手数料も算定できないのは当然であり、本件訂正申立書が提出された際に訴額が確定されることから、その際に訴え提起手数料の算定も行われるのであって、本件におけるXの訂正申立書提出行為は請求の減縮には該当しない(つまり、この時点で初めて訴額が提示される)、と説明することも出来よう。とすると、原審としては、従来の実務の取り扱いや学説が支持する、訴え提起手数料の算

定基準時は訴え提起時（訴状が裁判所に提出された時）であるとの考え方を採用せず、訂正申立書が提出された時点が手数料の算定基準時であるとの立場をとったと見ることもできる。これについては、Xの請求金額が訴状提出時に確定していないとすると、管轄の問題等も発生する恐れがあることから、原審のような前提に立つことは難しく、さらに、Xは訴状提出時には請求額を訴求する意思を有していたのであって、その本来の請求額に対する訴訟救助の申立てを以て、一部救助許可決定の場合の請求額についての意思を推し量ることは無理があると言わざるを得ない。

他方、本判決では、訴え提起手数料の算定基準時がいつであるかは明確に述べられてはいないものの、一部救助許可の範囲に請求が減縮された場合、「これに対応する訴え提起の手数料全額の支払を猶予し、その結果、訴え提起時の請求に対応するその余の訴え提起の手数料の納付がなされなくても」と述べていることから、原則的には、訴え提起時を算定の基準時としているように思われる。そうすると、救助を得られなかった部分の手数料の取り扱いとしては、原則、⑫判決・⑬決定の枠組みで判断すべきことになるところ、本件は、請求の減縮を一つの条件として、その条件が成就した場合には従来の取り扱いの例外的事例として位置づけ、扱うことと判断した事例であると説明することもできる。果たして、請求の減縮は、このようなある種の条件的役割しか果たさないものであるのかは検討する必要がある。

そもそも、請求の減縮とは訴訟上どのような性質を伴う行為であるかにつき見解は分かれている。まず、通説・判例（最判昭和27年12月25日民集6巻12号1255頁）とされるのは、（a）訴えの一部取下げとみる見解である。これに対し、（b）訴えの変更とする見解⁽³⁴⁾、（c）請求の一部放棄とする見解⁽³⁵⁾、（d）給付判決の上限の変更であり、訴えの変更にも

も取下げにも当たらないが、手続は訴え変更準じて扱うべきであるとする見解⁽³⁶⁾、（e）請求の趣旨に変更がある以上は訴えの変更の手続が必要であるとする見解⁽³⁷⁾がある。本件のように、訴訟救助の申立てがなされている場合には、これら説のうち（b）・（d）・（e）説の説くよう、請求の減縮を訴えの変更と見る、あるいは訴えの変更準ずる取り扱いとすることで⁽³⁸⁾、上記⑭決定のように理解することが可能となり、減縮がなされた請求を新たな請求と捉えてその額を基に手数料を算定することで、救助決定がなされなかった部分に対する追納は必要がないとすることも可能であろう。このような考え方は、原審とは異なり、訴え提起手数料の算定基準時は訴え提起時であるという前提を維持しつつ、減縮を訴え変更になぞらえることで、実質的に請求の減縮がなされた時点へと変更するものであり、手数料の算定時という観点からは従来の取り扱いに反するわけではない。もっとも、これもやはり訴訟上の救助の制度趣旨を没却させないためであることから、その点を以て、（a）説、つまり従来の判例との射程の違いを明確にしておく必要がある。

3. 本判決の評価と射程

本件は、訴え提起と同時に申し立てられた訴訟上の救助に対して一部許可決定がなされ、それに応じて請求の減縮がなされたという、これまで例のない事案であり、その射程を検討するにあたっては、訴訟救助の趣旨という制度的要請と、請求の減縮という原告の当該訴訟に対するある種の姿勢とが、どの程度相互に影響し合うのかという問題を孕む。つまり、一部救助の許可決定をめぐっては、過大請求の排除と、申請者の裁判を受ける権利の保障のバランスをどのように取るかという形でそれが現れるし、訴え提起手数料をめぐっては、訴訟救助の制度的要請を機能させるにあたり、当事者による請求の減縮という

行為を要するかという形で現れる。本件の結論として、追納がなされないことを理由に訴えを却下することを認めないという点については妥当なものであると考える。しかし、訴え提起手数料に関しては、上述のように、訴訟救助の制度趣旨を貫徹させるために請求の減縮を訴えの変更と解釈して手数料を算定するという方が妥当なようにも思われる。このように解したとしても、結果的には、本件は請求の減縮があった場合の手数料納付をめぐる例外的事例と位置付けることとなるが、本件のように「減縮後の請求に係る訴えを適法とする趣旨が含まれる」と解するよりも論理的には明確ではないだろうか。

本件は、一部救助に関しては、それが認められることを示した点、従来の取り扱いを肯定し確定したもので、今後にも影響を及ぼすものであるが、救助を得られなかった部分の訴え提起手数料の取り扱いについては、一部救助決定後に請求の減縮があった場合のみ追納しなくてもよいという扱いをするという、限られた範囲でのみ射程を有することになる。本判決は、請求の減縮があれば追納を必要としない理由について、訴訟救助の制度趣旨をその根拠とするものの、そのように解することは、結果的に、一部救助の趣旨として、裁判を受ける権利の保障という部分が後退し、むしろ原告に対して裁判所の考える妥当な請求をするよう求めるという側面が浮かび上がることにもなる。この点、訴訟救助の制度趣旨という観点からのみでの説明がどの程度妥当性を持つのかはなお検討の余地がある⁽³⁹⁾。

〔注〕

- (1) 齋藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法 (3) 〔第2版〕』(第一法規, 1991年) 301頁以下〔齋藤ほか〕。
 (2) 訴訟救助の制度について、内田武吉「訴訟上の救助—その運用状況と改革の方向」鈴木忠一・三ヶ月章編『実務民事訴訟講座2』(日

本評論社, 1969年) 169頁以下、石川明「訴訟救助について—特に本質論と無資力概念」鈴木忠一・三ヶ月章編『新・実務民事訴訟講座3』(日本評論社, 1982年)、同「訴訟救助と「勝訴の見込み」」法曹時報34巻3号613頁以下、松屋恒昭「訴訟救助に関する若干の問題」判例タイムズ668号8頁以下、鈴木宏「訴訟救助に関する問題点」専修法学論集18号81頁以下、村松俊夫「訴訟費用の救助と扶助」法律時報38巻6号84頁以下。また、公害訴訟をめぐるものとして、豊田誠「公害訴訟における訴訟救助」法律時報43巻8号22頁以下、栗原良扶ほか「訴訟救助制度の再検討—公害訴訟を機縁にして」法律時報44巻4号66頁以下、安倍晴彦「訴訟救助に関する一考察—スモン病訴訟の訴訟救助に関する東京地裁決定の研究」法律時報46巻1号88頁以下等。

- (3) 秋山幹男ほか編『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ 〔第2版〕』(日本評論社, 2006年) 111頁。
 (4) 齋藤ほか・前掲注 (1) 205頁、秋山ほか・前掲注 (3) 113頁。
 (5) 兼子一ほか『条解民事訴訟法』(弘文堂, 1986年) 247頁
 (6) 同・248頁。
 (7) 齋藤ほか・前掲注 (1) 205頁。
 (8) 旧民事訴訟法120条の条文は次の通り(なお、現行法では83条1項に該当)。
 「訴訟上ノ救助ハ訴訟及強制執行ニ付左ノ効力ヲ生ス
 一 裁判費用並執行官ノ手数料及其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ノ支払ノ猶予
 二 裁判所ニ於テ附添ヲ命シタル弁護士ノ報酬及立替ノ支払ノ猶予
 三 訴訟費用ノ担保ノ免除」
 (9) 旧民事訴訟法118条の条文は次の通り(なお、現行法では82条1項に該当)。
 「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者ニ対シテハ裁判所ハ申立ニ因リ訴訟上ノ救助ヲ与フルコトヲ得但シ勝訴ノ見込ナキニ非サルトキニ限ル」
 (10) 齋藤ほか・前掲注 (1) 206頁、福嶋登「訴訟費用の範囲」鈴木忠一・三ヶ月章編『実務民事訴訟講座2』(日本評論社, 1969年) 137頁。
 (11) 石川・前掲注 (2)「訴訟救助について」299頁。
 (12) 新堂幸司『新民事訴訟法 〔第五版〕』(弘文堂, 2011年) 993頁以下、兼子ほか・前掲注 (5) 249頁。
 (13) 上田徹一郎=井上治典編『注釈民事訴訟法 (2) 当事者 (2)・訴訟費用』(有斐閣, 1992年)

- 597頁〔渡辺武文〕。
- (14) 秋山・前掲注(3) 116頁。
- (15) 同上。
- (16) 斎藤ほか・前掲注(1) 207頁。
- (17) 兼子ほか・前掲注(5) 295頁。
- (18) 斎藤ほか・前掲注(1) 208頁。
- (19) 福山達夫「訴訟の費用・法律扶助」新堂幸司編『講座民事訴訟法①民事紛争と訴訟』(弘文堂, 1984年) 157頁
- (20) 兼子一『条解民事訴訟法(上)』(弘文堂, 1955年) 293頁。
- (21) 内田・前掲注(2) 180頁。
- (22) 同上, 齊藤ほか・前掲注(1) 229頁。
- (23) 斎藤ほか・前掲注(1) 229・230頁, 上田ほか・前掲注(13) 611頁, 内田・前掲注(2) 180頁, 兼子ほか・前掲注(5) 297頁, 福山・前掲注(19) 157頁, 秋山ほか・前掲注(3) 121頁等。なお, 法曹会決議においては, 昭和40年12月15日付で, 「訴訟上の救助の申立てについては, 当事者が例えば鑑定費用に限りというように範囲を限定して救助を申し立てた場合, これを許すことができるのはもとより, 当事者が範囲を限定しないで救助を申し立てた場合においても, 例えば訴訟物の価額百万円を超える部分を除き救助を与えるというように, 範囲を限定して救助を与えることが許されるものと解する。」としている。法曹時報18巻1号177頁。
- (24) 民事訴訟費用等に関する法律第3条による手数料の納付に限定して訴訟上の救助を付与した事例。
- (25) Xらが, Yらの違法行為により人権を侵害されたと主張して, Yらに対し, 公式の謝罪, 虚偽公文書の修正, 慰謝料等の損害賠償支払等を求めた事案。Xらが, 本件について訴訟上の救助を求める申立てをしたところ, 裁判所は, 慰謝料額の範囲の損害賠償請求に対応する訴え提起手数料と書類の送達及び送付に必要な費用に限り訴訟上の救助を付与した。その後, Xらに対し, 訴訟上の救助が付与されない部分についての訴え提起手数料を納付することを補正命令により命じたが, Xらは, 所定の期間内に納付しなかったため, 民事訴訟法140条に基づき本件訴えをいずれも却下した。
- (26) Xが, Yの暴行等により精神的, 肉体的被害を受けたなどと主張して, Yに対し損害賠償等を求めた事案。Xは, 本件について訴訟上の救助を求める申立てをし, 裁判所は, 慰謝料額100万円の範囲の損害賠償請求に対応する訴え提起手数料と書類の送達及び送付に必要な費用に限り訴訟上の救助を付与する一部救助付与決定をした。その上で, 裁判所は, Xに対し, 補正命令により, 一部救助付与決定により訴訟上の救助が付与されない部分についての訴え提起手数料を納付することを命じたが, Xは, 所定の期間内に納付しなかったため, 民事訴訟法140条に基づき本件訴えを却下した。
- (27) 兼子ほか・前掲注(5) 75頁。
- (28) その他の事項としては, 経済的利益を共通とした併合請求の場合, 多額の請求を基礎として訴額の算定をすべきこと, 調停申立の手数料と同額の印紙を貼用したものとみなされる訴は, 調停申立人が調停事件終了後所定の期間内に提起した訴に限ること, 訴額の算定にあたり, 裁判所は鑑定その他の証拠調をすることができるが, 必ずしも鑑定その他の証拠調によりこれを認定しなければならないものではなく, その他の方法によりこれを認定することも許されること, 等である。
- (29) 秋山ほか『コンメンタル民事訴訟法Ⅲ』(日本評論社, 2008年) 133頁。
- (30) 両事件は, 資料により確認する限りにおいては, 本人訴訟であるものと思われる。
- (31) 小原将照「判批」セレクト2015〔Ⅱ〕258頁。本件評釈としてはその他に, 大江毅「判批」新・判例解説Watch18号133頁, 川嶋隆憲「判批」ジュリスト1492号123頁, 川嶋四郎「判批」法学セミナー737号122頁, 加藤新太郎「判批」民商法雑誌152巻1号75頁。
- (32) 斎藤ほか・前掲注(1) 205頁。
- (33) 新堂・前掲注(12) 949頁は, 救助付与決定に対する相手方の即時抗告の利益を検討するにあたり, 「第三に, 肯定説は, 相手方には勝訴の見込みに関する裁判所の認定を争うことを通じて濫訴を防止する利益があるというが, 『勝訴の見込みがないわけではない』という要件をただちに『濫訴の防止』に結びつけることには飛躍がある。のみならず, なにをもって濫訴というか明確でなく, しかも本案の審理なしに濫訴かどうかを判定することは不可能に近いと思われるのに, これを訴訟の初めにここで争われるのは手続の煩雑遅滞を招いて得策でないばかりか, かりにも結論を急いでたやすく濫訴の認定をするようなことがあるとすれば, 救助申立人の訴権を侵害しかね

ない。」と述べる。この理は、訴訟救助と濫訴防止の議論全体を通じて当てはまるものであると思われる。

- ⁽³⁴⁾ 菊井維大「訴えの変更」民事訴訟法学会編『民事訴訟法講座 第一巻』(有斐閣, 1954年) 197頁。
- ⁽³⁵⁾ 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』(酒井書店, 1965年) 370頁, 斎藤秀夫『民事訴訟法概論〔新版〕』(有斐閣, 1982年) 336頁。
- ⁽³⁶⁾ 三ヶ月章『民事訴訟法(法律学講座双書)〔第三版〕』(弘文堂, 1992年) 160頁。
- ⁽³⁷⁾ 兼子ほか・前掲注(5) 851頁, 谷口安平『口述民事訴訟法』(成文堂, 1987年) 182頁。
- ⁽³⁸⁾ なお、訴えの変更要件として請求の基礎の同一性が求められるところ、請求金額のみの増減は、主張の限度を変更するにすぎず請求の同一性は失われない。新堂・前掲注(12) 757頁以下。また、この場合の変更は訴訟の初期段階で行われるものであるから、著しい訴訟手続きの遅延もない。
- ⁽³⁹⁾ これに対しては、過大な請求のままでは裁判を受ける権利の保障すら受けられないことが予測される者に対する、ある種の保護を図るものであると考えることも可能かもしれない。例えば、訴訟の準備という点に関してみると、多額の請求場面よりは当事者の負担を軽減し得る可能性がある。また、当事者にとってみると、心理的側面にも何らかの影響を与えることが考えられる。特に、本件の場合には本人訴訟であることから、どのような請求が比較的妥当なものであるか、あるいは明らかに課題だと評価され得る範囲の理解等について明るいとはいえない。このような場合に、「勝訴の見込みがないとはいえない」範囲について救助を認めることは、判決において一部認容という形をとることよりも、判決で認められ得る最高額の予測が立てやすいという点において、当事者としても受け入れる態勢を整えやすいことが指摘できる。いずれにせよなおも論理的な検討が必要である。